

## 名張市火災予防条例の一部改正について

### 1. 改正の趣旨及び背景

名張市火災予防条例について、本年2月に発生した大船渡市における林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策に係る消防庁の通知に基づき、林野火災の予防の実効性を高めるための注意報及び警報の発令等に係る規定を整備します。

あわせて、近年のサウナブームにより、屋外等のテントやバケル（木樽）にサウナストーブを設置する事例が全国で増加していることを背景に、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「基準省令」といいます。）の一部が改正されることから、サウナ設備を簡易サウナ設備と一般サウナ設備に区分して規制する規定を整備するとともに、住宅火災の予防施策として本市が普及促進を図るものに感震ブレーカーを加える改正を行おうとするものです。

### 2. 改正の内容

（1）市長は、林野火災に関して予防上必要と認めるときは注意報を、予防を目的とするときは警報を発令できることとし、区域を指定して当該注意報に伴う火の使用の制限の努力義務及び当該警報に伴う火の使用の制限の義務を課すことができることとします。なお、当該注意報及び警報の発令を的確に行うため、消防庁が示している指標の例にならい、次のとおり指標を設けることとします。（令和8年1月1日から施行）

○林野火災注意報の発令 次のアからウまでのいずれかに該当する場合とします。

- ア 1月から5月までの間であって、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下の場合
- イ 1月から5月までの間であって、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ乾燥注意報が発表されている場合
- ウ 市長が特に必要と認める場合

○林野火災警報の発令 林野火災注意報の発令指標に該当し、強風注意報が発表されている場合又は市長が特に必要と認める場合とします。

○林野火災注意報及び林野火災警報の解除 毎朝5時に津地方気象台が発表する気象概況の通報（乾燥注意報、強風注意報解除）に加え、降雨又は降雪があった際など、林野火災注意報及び林野火災警報の発令指標に該当しなくなった場合とします。

- (2) 消防長は、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等として届出を要するものについての期間及び区域を指定することができることとし、当該行為等にたき火を含むことを明確化します。 (令和8年1月1日から施行)
- (3) サウナ設備を簡易サウナ設備と一般サウナ設備に区分し、それぞれの定義、設置の基準、防火上必要な構造等の規定を整備します。 (基準省令の施行の日から施行)

※参考

◇簡易サウナ設備

屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備（サウナストーブ）であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいいます。



テント型サウナ室



バレル型サウナ室



放熱設備  
(サウナストーブ)

◇一般サウナ設備

簡易サウナ設備以外のサウナ設備のサウナ室に設ける放熱設備をいいます。

- (4) 住宅火災の予防施策として本市が普及促進を図るものに感震ブレーカーを加えます。

(基準省令の施行の日から施行)

※参考 感震ブレーカー

分電盤タイプ（内蔵型）



分電盤に感震遮断機能が内蔵されています。地震が発生し、大きな揺れを感じると、ブザー音がなります。夜間の避難などを考慮し、すぐには電気を遮断しない機能を持つ機種もありますが、その場合には感知して一定時間後、ブレーカーが落ち、電源を遮断します。設置には電気工事が必要です。

コンセントタイプ



内蔵されたセンサーが地震を感じるとコンセントからの電気を遮断します。電気が遮断されるのはこのコンセントに接続された家電のみですので、特に出火の危険性の高い電熱器具が接続されているコンセントを中心に設置すると効果的です。避難用の照明や在宅用医療器具等、地震時においても電力供給が必要な機器への電力供給を継続することができます。コンセントタイプには差込型の他に埋込型もあります。

分電盤タイプ（後付型）



既設の分電盤に後から設置できる後付型です。設置には電気工事が必要となります。また、分電盤の形状や種類によって、取付けが可能なものと不可能なものがあるので確認が必要です。

簡易タイプ



地震の振動で主幹ブレーカーをOFFに切り替えます。バネで動作するものや、おもりで動作するもの等があります。バネで動作するものは地震を感じると、中のバネの力でバンドが作動し、物理的に主幹ブレーカーをOFFにします。おもりで動作するものは、地震の振動でおもりが落ち、つながったひもで主幹ブレーカーをOFFにします。

### 3. 施行期日

令和8年1月1日（一部規定については、基準省令の施行の日）から施行します。